

第6回 船橋市住生活基本計画策定委員会 議事録

日 時：平成28年2月17日（水）10時00分から11時12分まで
場 所：市役所9階 第1会議室
出席者：小林委員（委員長）、中島委員（副委員長）、齊川委員、林委員、新目委員、宮澤委員、中碁委員、本木委員、山田委員、喜地委員、谷口委員、椿委員
欠 席：高橋委員
市職員：【建設局】舟久保建設局長、豊田建築部長、榎本建築指導課長
【市民安全推進課】宇田川課長補佐
事務局：【住宅政策課】栗林課長、木村課長補佐、石田計画係長、木村主事、行木主事
その他：ランドブレイン株式会社（2名）、株式会社 住宅・都市問題研究所（1名）

【次第】 1. 議事

- (1) 計画（素案）に対する意見募集の結果について
- (2) 計画（原案）について

2. その他

【資料】 船橋市住生活基本計画（素案）に対する意見募集（パブリック・コメント）の結果について
船橋市住生活基本計画（原案）
船橋市住生活基本計画（概要版）

開会

○小林委員長

定刻となりましたので、「第6回船橋市住生活基本計画」の策定委員会を開会いたします。本日の委員会が最後となります。これまでご熱心にご議論いただいた内容を原案として取りまとめましたので、その確認をお願いしたいと思います。それでは最初に、本日の出欠のご報告をお願いします。

○事務局（栗林）

本日の出欠でございますが、高橋委員から欠席のご連絡をいただいております。齊川委員が少し遅れていらっしゃるようです。以上でございます。

○小林委員長

次に、この会議の傍聴について、ご報告いたします。この委員会は、船橋市の情報公開条例により、公開となっております。事前に市のホームページで情報提供しましたが、本日、傍聴人はいらっしゃらないということでございます。

1. 議事

(1) 計画（素案）に対する意見募集の結果について

○小林委員長

それではさっそく、次第に沿って進めたいと思います。最初に次第1「計画（素案）に対する意見募集の結果について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（木村主事）

船橋市住生活基本計画（素案）に対する意見募集の結果について資料をご覧ください。

平成 27 年 12 月 15 日から平成 28 年 1 月 14 日までパブリック・コメントを行い、3 名の方から 11 件の意見提出がありました。いただいたご意見を、内容ごとに整理・分類した上で、ご意見に対する市の考え方を示しております。なお、ご意見は概要のみ掲載しています。

1 点目が、基本理念の説明の中の表現についてです。「住まいは、健康的で、安全かつ快適であることが尊重される必要があること」となっているが、誰が尊重するのか主語が曖昧であるため、「保障される」の方が適切ではないか、との意見がありました。本計画では、基本理念の説明をするうえで、住まいの一般的な性質を述べたものですが、住宅に対する価値観は人それぞれであるため「尊重」という表現を用いています。

2 点目は、船橋市は、自然と都市と人とが調和したまちづくりを目指しているので、市街化調整区域の住宅供給を抑制して、既成市街地での建て替えや未利用地での開発を誘導するように、都市計画やまちづくりと連動した住生活基本計画を立案してください、という意見でした。本計画は、都市計画マスタープランなどの庁内関連計画と整合を図り、策定するものとしております。また、個別の住宅の開発行為については、条例等により規制誘導を行っています。

3 点目は、郊外の良好な住環境に適合した良好な住宅ストックを供給するように、絶対高さ規制が 20m とされている地域では、1 ヘクタール当たり 300 人～400 人以下の居住密度になるように、密度規制を入れることを検討してください、という意見でした。こちらの意見について、「良好な居住環境の形成」については、地区計画制度や建築協定による地域まちづくり活動を推進することとしています。また、密度規制を設けることは困難であり、考えておりません。なお、参考に船橋市の人口密度について、町丁目単位で 1 ヘクタール当たり 300～400 人以上に該当するところはありません。

4 点目です。公営住宅の供給戸数が限られていることから、1 戸建ての空き家や老朽化したアパートなどを活用した、障害者や高齢者向けのグループホームや若者向けのシェア住宅などを行う住宅事業者に対して、改修費の補助や事業手法のノウハウの提供等の支援を行い、低所得の障害者や高齢者・若者向けの住宅供給を図るような施策を取り入れてください、という意見でした。本計画では、「空き家の管理と空き家防止対策」の中で、空き家の有効活用を促進するため、シェアハウスやグループリビング、グループホーム、地域のサロン等の活用方策を検討することとしています。また、住宅の確保に配慮を要する方々への居住支援の取組みを進めるため（仮称）船橋市居住支援協議会の設立を目指します。

5 点目は、まちづくりの目標を「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」としているのだから、人々がふれあえる場づくりを大事にして、近所の人と交流できる場づくりを促進してください、という意見でした。本計画では、「良好な居住環境の形成」の中で、町会・自治会によるコミュニティ活動への支援など、良好な居住環境の形成につながる取組みを推進することとしております。

6 点目は、自分さえ良ければと、皆見て見ぬふりをしている事が地域を悪くしている。治安が悪くなっている事を分かってほしい、というものです。本計画は、船橋市が、「人にやさしく安全に安心して住み続けられるまち」であるための、今後 5 年間の施策を示したもので、自主防犯活動支援事業や船橋ひやりハッと防犯ネットワーク等の施策により、住宅だけでなく、良好な居住環境の形成を目指してまいります。

7 点目は、「子育て世帯の住環境整備」について、現状分析では子育て世帯の 63.1% が誘導居住面積水準以下と再三強調しているが、対応が不十分ではないか。これらの世帯への支援として家賃助成制度を検討することを求めたい、という意見でした。子育て世帯に対しては、

市営住宅の優先入居や、親・子世帯近居同居の支援等により、子育て世帯のニーズにあった居住環境整備を推進することとしており、現時点では家賃助成について考えておりません。「子育て世帯の住環境整備」については、今後も広く検討してまいります。

8点目は、「住宅ストックの質の向上」について、新規事業として「バリアフリー化等助成制度」を検討するとしている。介護保険制度のバリアフリー化の給付とは別途に、認定を受ける以前に補助を行うもので、介護予防の観点から評価できる、というものでした。ご意見の通り、住宅の安全性を向上し、介護予防により長期的な居住が可能となるよう、居宅のバリアフリー化等を助成する制度を検討しており、長期にわたって住み続けられる良質な住宅ストックの形成に取り組んでまいります。

9点目は、「分譲マンションの適切な管理」について、建て替え事業に対する支援、助成制度が必要ではないか、という意見でした。老朽化したマンションの大規模修繕・建替えについては、住民間の合意形成の問題が大きいと認識しております。そのため、マンション管理士等派遣事業や、セミナー、相談会の開催等により、大規模修繕や建替えが円滑に行われるよう支援に努めることとしており、現時点では助成制度は考えておりません。

10点目は、「住宅確保要配慮者への対応」の中で、「災害で住宅を失った住宅困窮者に対し、一時的な住宅として市営住宅の空き家を提供する」としているが、この施策は住宅をあらかじめストックしておくのか、その時点で空きがあった場合に提供するのか、というものでした。こちらについて、市ではあらかじめ2戸の市営住宅をストックとして用意しています。また、民間賃貸住宅への入居を支援する制度を検討してまいります。

最後に11点目は、「市営住宅供給計画」では、平成28年度から32年度までの5年間で110戸を供給するとしているが、市はこの計画で本当に充分と考えているのか。重点施策の中では、これら住宅確保要配慮者の増加がみられることから「限られた市営住宅」ストックの有効活用のあり方の再検討を行うとして、市自らが充分でないことを認めているがどうか、という意見です。「限られた市営住宅ストックの有効活用」については、供給できる市営住宅の数には限りがあり、真に住宅に困窮する世帯に対して、的確に供給を行うという趣旨で記載しています。「市営住宅供給計画」における供給戸数は、住生活基本計画（全国計画）で示された推計方法を参考に、統計調査の結果等を踏まえて設定したもので、平成28年度から32年度までの5年間は当初90戸を供給する予定でしたが、110戸を供給することに変更いたしました。今後とも引き続き市営住宅の需給バランスや市民ニーズを注視してまいります。

パブリック・コメントでの意見と市の考え方について説明させていただきました。なお、今回の意見により、計画に対して加筆修正等は行っておりません。説明は以上でございます。

○小林委員長

それではただ今の市の説明について何かご質問ご意見ありますでしょうか。

○本木委員

丁寧なパブリック・コメントのご回答を読ませていただきました。この中で2点だけ申し上げておきたい。一つは2番目の基本方向について、「本計画は都市計画マスタープランなどの庁内関連計画」とあるが、原案の2ページを見ると一番大元になっているのは総合計画ではないだろうと思う。以前、私は都市計画マスタープランと総合計画の趣旨というのとはちょっと視点が違うのですよということで、意見を申し上げたのですが、一番大元になるのは総合計画・基本計画だと思うのです。今、後期基本計画が進行中なので、それをベースにこの計画というのは策定されるべきではないだろうか。それから庁内関連計画の整合性という点でも、地域福祉計画、あるいは高齢者計画との整合が取れているのだろうか。これは後ほど本文の方でもう一回申し上げたいのですが、コミュニティの区分の仕方について、

どうしてもこの部分が理解できないです。この2番目の回答についても、若干これでいいのかなという感じがいたしました。それからもう1つ、5番についてです。空き家が非常に増えてきた、だから交流できる場作りを促進してくださいと言っている。これについて、船橋市は非常に真剣に取り組んでいるのですね。この町会・自治会によるコミュニティ活動への支援というのは、ふれあいサロンなどが具体的にはそうだと思うのですが、それとはまた別に、地区社会福祉協議会を中心とした、おやすみどころや、高根台に作っている特別のボランティアで運営している施設などがあるので、交流できる場というのは、町会・自治会だけではなくて地区社会福祉協議会も入れておいたほうがいいのではないかと感じがいたします。ただ、これが既にパブリック・コメントの回答として公表されていて、報告だけということであれば、あえてここではこだわりませんが、その中には入れて下さい。

○小林委員長

前者のご質問は、パブリック・コメントの回答というよりは、本文の位置付けの方が重要だと思いますので、そこで議論ということでもよろしいですか。パブリック・コメントの回答そのものは、質問に対する答えになっていて、質問は都市計画との連携と書いてあるので、それに答えたものでございます。総合計画との関係については本文でお願い致します。後者の方はいかがでしょうか。町会・自治会だけではなく社会福祉協議会による活動もあるので、それを書いてみたらどうかというご質問ですが、いかがでしょうか。

○事務局（栗林）

ご意見いただきましてありがとうございます。町会・自治会だけではなく、地区社協も入れた方がいいというふうに私も思いますので、入れる方向で検討させていただきます。ありがとうございます。

○宮澤委員

ごもっともなご意見で本当にありがたい限りです。町会・自治会の方も、空き家関係では非常に積極的にご意見いただいておりますし、前向きな取り組みをされている地域もございますけれども、社会福祉協議会、特に地区社協が今や最もスペースを必要としている組織でございます。是非、地区社会福祉協議会というものをに入れていただくのが非常に妥当なご意見だと思いますので、積極的にこういった部分を前に出していただくのが、私共にとってもたいへんありがたいことだと思います。

○小林委員長

ありがとうございます。事務局よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。今日説明された市の回答というのは、今後公開するものでしょうか。

○事務局（栗林）

計画の公表と同時に公表する予定であります。まだ公表しておりません。

○山田委員

10番のところなのですが、本文で言うと54ページでしょうか。罹災者の臨時応急措置としての市営住宅の一時使用について、URは全面的に協力いたしますので、回答に記入していただいても構いませんし、本文の方にも記載していただいても構いませんので、ご提案させていただきます。よろしく申し上げます。

○小林委員長

事務局いかがでしょうか。

○事務局（栗林）

ご提案いただきありがとうございます。詳細はあとで教えていただいて、どのように書き込めるか検討したいと思います。

○小林委員長

せっかくあるのだから書いたほうがいいですね。細かい所なのですが、3番に対する回答の中で「密度規制を設けることは困難であり」と書いてありますが、これは「居住密度による規制を設けることは」としておいたほうがいいのではないですか。密度規制というのは、一般に建ぺい率、容積率も含む概念です。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本文の方に進みたいと思いますけれど、また何かあれば振り返っていただければと思います。

1. 議事

(2) 計画（原案）について

○小林委員長

それでは、議事2の「計画（原案）について」に進みます。事務局から説明をお願い致します。

○事務局（木村主事）

今回の住生活基本計画（原案）は、パブリック・コメント前の素案から、図の数値等の修正や表現の変更を行いました。計画（原案）の58ページをご覧ください。大きな変更点として、58ページの上から5番目に「中高層建築物に伴う建築物の予防・調整」がありますが、パブリック・コメント前の素案では50ページの住宅ストックの質の向上に載せておりました。変更理由として、こちらの施策は中高層建築物の建築に伴って生じる建築紛争の予防と調整を図るものであり、住宅ストックの質の向上について載せているページでは内容が合わないため、良好な居住環境の形成について載せているページへの変更を行いました。また、最終ページに、計画策定委員会の経緯と用語解説のほか、策定委員会委員の名簿を資料編に追加しております。今後、新規事業に関しては市議会での予算成立に伴い、計画の最終版では、来年度実施予定の施策については「検討します」という表現を「実施します」と変更するほか、最初に市長の挨拶文を追加いたします。原案については以上です。

また、今回計画の概要を併せて配付しております。概要版は、両面4色刷りで、800部印刷する予定です。配布先は、計画書については策定委員及び策定委員の団体や閲覧用に図書館や公民館等への布置等を考えております。概要版は、地区社会福祉協議会、自治会連合協議会、民生委員児童委員協議会などの関係団体を中心に配付する予定です。以上です。

○小林委員長

それでは、本日が最後になりますので、修正がある場合はこの場で確認できればと思っております。それでは最初に本木委員からご指摘がありましたコミュニティの区分について、この部分が総合計画と整合性が取れていないという指摘でしょうか。

○本木委員

趣旨はご説明した通りなのですが、この計画の中で違和感を持つのが2つあります。

1つは今申し上げたようにコミュニティです。今、地域福祉計画でも高齢者保健福祉計画でも24コミュニティという地域単位で出ているのですけれど、これは都市計画マスタープランを前提としていますので10区分になっている。そのところに違和感が出てきてしまいますし、現実はこの表現の中で、24コミュニティを前提にすれば、表現も変えていくべきではないかというところもあります。目指すべき将来都市構造を実現するための主要課題を示すというのが都市計画マスタープランなのですね。だから都市利用の現状や用途地域の指定状況などが都市マスが一番前提に出てきているのです。一方、総合計画の中では、コミュニティは24コミュニティとするとされており、総合計画では27のコミュニティにしようということも想定の中に入れながら設定されている。コミュニティというのは住民の生活圏の広域的基盤だと思っております。例えば24ページの地域区分というのは、都市マスでいっている新高根・芝山地域の中に高根台が入っています。高根台というコミュニティの環境と、芝山・新高根の環境というのは違うのです。高根台というのはUR団地を中心に開発された。新高根・芝山というのは民間デベロッパーによって大体開発され、一部、芝山団地というUR団地もあるのですけれど、そういう地域ですので、高齢化率なども違ってくる。そういう現実を都市マスの方で区分してしまっているのです。市民がこれを見たときに、自分たちの感覚とは違った状況が出てくるということが1つです。ここまで来てしまったので、これ以上はこだわりませんが、このところだけは最後に申し上げておかないと、地域福祉計画と整合性を持たせて考えるときに違和感を持ちます。その部分だけは申し上げておきたいと思う。それからもう1つ、これはスケジュールの関係でやむを得ないのですけれど、平成22年の国勢調査のデータで整理しています。しかし、昨年国勢調査が行われたばかりで、今進行している地域福祉活動計画などは新しいデータで整理をしている。5年前のデータで整理されていて、これは国勢調査のデータがベースになっておりますので、やむを得ないとは思いますが、5年経った今、新しい国勢調査の結果というのはこれから公表になるので、反映はできないということは承知の上で申し上げます。そういう点で20ページあたりからの細かいデータは、非常に分かりやすいデータだと思うのですけれど、私達が普段目にしていてデータと違う部分が出てきているので、違和感を持っているということだけは申し上げておきます。以上です。

○小林委員長

ありがとうございました。そうですね、24ページの地域区分を今から変更するのは難しいと思うので、この下に注記で、例えば都市計画マスタープランの地域区分に従っていると注記で入れるのはいかがでしょうか。事務局から何かご意見ありますでしょうか。

○事務局（栗林）

ご意見をいただきありがとうございます。違和感があるということは分かりましたので、注記を入れたいと思います。パブコメの方に戻りますけれど、ここはご意見そのものが市街化調整区域やまちづくりと連動した計画を、とのことですので、都市計画マスタープランという言葉を出しております。もちろん総合計画等のもとでやっている計画ではありますけれど、そういった都市計画とかまちづくりとの連動という点では、やはり都市マスとの連動も必要だということでそのように記載しております。コミュニティの話もよくわかりましたけれど、この住生活基本計画は地域福祉計画とは少し異なっていて、そのコミュニティで何かをやるようなものではないので、そこはご理解いただきたいと思います。調査の件につきましては、本木委員もおっしゃっていますが、まだ平成27年の国勢調査のデータが出ておらず、やむを得ないので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○小林委員長

参考までに都市計画マスタープランでこの地域区分を採用したのはなにか理由があるのですか。

○事務局（栗林）

詳しくは把握しておりません。申し訳ありません。

○小林委員長

本木委員、一応注記を入れて頂くということによろしいでしょうか。

○本木委員

都市計画マスタープランというのは船橋市を白鳥座ネットワークという大枠の中で決めているのです。その中で目指す将来都市像をどういうふうに都市計画の中で織り込んでいったらいいのか、ということベースにやっている。この計画には高齢化率や住宅の所有関係など細かいものがある。そのために市民がこういうものを見たときに、自分の地域はどのだろうかという、せつかく 24 コミュニティで総合計画が整理しているのにもかかわらず、10 区分でやってしまいますと、実態がそのまま市民には理解できない区分が出てきて、市民に理解し難い計画になってしまっている。せつかく総合計画では 24 コミュニティという前提で進めていて、福祉計画とは確かに違うのですが、都市マスの前提というのはやはりそういうふうなところにあるものですから、日常生活との関係でこういうデータを捉えれば 24 コミュニティ、総合計画の区分で捉えるのが正しいのではないか。こだわらないと先ほどから申し上げているので、パブリック・コメントが終わってここまで来たのですから、今からこれを修正ということは申し上げないし、27 年の国勢調査を踏まえているとこのデータと随分変わってくるはずですからそれで結構です。ついでにもう 1 つ申し上げたいのが、これはカラー刷りなのですよね。この細かいデータが非常に見にくいのですよね。カラーでやると見やすくなるのですが、他の計画というのはカラーでやっていますので、その辺だけ確認しておきたい。

○小林委員長

事務局いかがでしょうか。カラー刷りかというご質問です。

○事務局（栗林）

計画書はカラーで印刷します。今は経費節減で白黒で印刷させていただいております。

○小林委員長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○中墓委員

今、本木委員から提案があった区域区分の件については、マスタープランができたときは、大きく船橋市の骨組みを説明するために、従来からの枠組みで設定して作っていると思うのですね。ただ、その後 24 コミュニティというものが発表されてからは、地域では本木委員が言ったように、この 24 地区でそれぞれの特色を活かして活動しているのが現実であることは確かです。そういう中で、こういう新しく計画が発表されたときに、それぞれの地区で活動している方々がこれを目にしたときに、うちの地区がないと絶対思う。これは本木委員が指摘したように、私も気がついていたので、内部で言えばいいかなとは思っていたのです

けれども、確かにこういう計画を作るときには、総合計画と変わらないような流れを作っていないと、市民からするとわかりにくい計画、あるいは違ってきたのかなというふうな感覚にされるとマイナスのイメージになりますので、今後こういった計画を作る、あるいは発表をするというときには24地区コミュニティごとに、それぞれの成果なり計画なりを発表すべきだと思います。担当の皆様もおわかりだと思うのですが、都市マスタープランによって書いていますということも、何かマスタープランと他の計画と違っていているというようなイメージがつくのでどうかなとは思いますが、この区域の作り方がそういうことだということで、何となく言い訳がましいのですが、作っていくのはやむをえないかなとは思いますが。今後はやはり24でそれぞれの結果や計画を作るべきというのは私も同感ですので、この住計画のことだけではなく、この幹部の皆さんが一堂に会したときにも、計画についてはそういったことを作るべきだというような指摘があったことを他の部署にも周知していただけたらと思います。

○小林委員長

ありがとうございました。場合によっては地域区分については現状の分析のところだけなので、24地区でデータだけ揃えられるのであれば、これとは別に市役所の資料として持っていることも必要かもしれませんね。いかがでしょうか。

○事務局（栗林）

検討のために総務省から頂いたデータでは、24区分で集計できないので、現状では作れないということをご理解いただければと思います。次の改定ときにはそういった意見があったということは残します。

○中墓委員

今課長からお話があったように、マスタープランに沿ってというのではなく、今みたいに国からのデータがあったので、ということであればそういった言葉を書いた方が納得されるかもしれないですね。それに基づいて今回は発表していますということです。国を悪者にするわけではないのですが、そういうデータと整合性を持たせて発表していますというようなことのほうが、もしかしたらいいかもしれないですね。都市マスタープランを使いました、総合プランとは違いますと言っているみたいで、都市マスタープランが浮いてしまいますので、国からの統計の提供があってこういう形で作っていますと小さく書いてもいいのではないのでしょうか。

○事務局（栗林）

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○小林委員長

他にいかがでしょうか。

○宮澤委員

多分セクションがあるので、建設局の中の住宅政策課が作った計画なので、都市マスと合わせるというのは、理屈上はよくわかりました。多分この計画の目玉となるのは、後から出てくるかもしれませんが、居住支援協議会が大きな目玉になっていくのかなというふうに理解をしています。この協議会は、多くの市民を巻き込んでやっていく状況に今後なると思うので、そのところできちんとコミュニティの24というのを表に出していただければ

ばというのが私の希望です。

○小林委員長

こだわらないというご指摘ですので、今後そのようにするということでよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。先ほどの社会福祉協議会が様々なコミュニティの場所を作っているという話は、この本文の中ではどこかに反映する必要がありますか。

○宮澤委員

まだ計画の段階で、言葉に出せない状況であると思います。

○小林委員長

それではこのままとします。あと先ほどのURの件ですけれど、応急住宅についての記述というのは、書かれるとしたらどの辺になるか分かりますか。

○山田委員

54 ページのところになるかと思います。また個別にご相談させていただきたいと思っております。

○小林委員長

わかりました。では54ページの一段目にURの住宅についても加筆するというのはいかがでしょうか。事務局いかがでしょうか。

○事務局（栗林）

後で山田委員とご相談させていただきますけども、ここに一つ事業が増えるかもしれないというところで、皆様のご了解をいただいても、よろしいでしょうか。

○小林委員長

皆さんいかがでしょうか。既にやっているのであれば問題ないと思うのですけれど。

（異議なし）

○事務局（栗林）

ありがとうございました。

○小林委員長

他にいかがでしょうか。

○山田委員

UR関連でもう1点、先ほど、委員会の前に事務局の方からも確認があったのですが、46ページのURによる近居支援は、既に近居割という制度が適用されておりまして、56件の近居割で契約をさせていただいております。中には船橋市にお住まいの高齢者の方を支援するために横浜市からいらした方もいらっしゃいます。エリアについても、当初エリアは定まっていなくて、最初は2キロと言っていたのですが、船橋市の中で親世帯子世帯がお住まいいただければ割引できますよということになっておりますので、これもまたご相談させていただいて内容は決めたいと思います。大きくこの記載と変わることはございませんが、制度が適

用されたということで、ご記載いただければと思います。

○小林委員長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。最終確認になりますので、少しでも気になっていることがあればどうぞご発言をお願いします。

○中島副委員

一番冒頭から本木委員が言われたこと、実態分析のところはこの地域割りで仕方がないことですが、今後の施策のところでは何か反映できないか今考えていたのですけれども、例えば60ページ、重点2のところの居住支援体制の構築に行きますけれど、ここで「行政と関係団体等が連携して居住支援の取り組みを行う居住支援協議会や、住まいと介護・予防・医療・生活支援の連携による地域包括ケアシステム」とあります。この中の文章に、24の地域コミュニティを基盤にしていく、ということを入れるのはどうか。地域包括ケアと連動して、居住支援協議会をやっていかなければいけないのだろうと思うのですけれど、それを基盤にしてという形で入れるのがどうかと思ったのですね。思いつきのようなどころがありますけど、それがよければ入れていただけたらと思います。

○小林委員長

事務局いかがでしょうか。

○事務局（栗林）

検討させていただきます。今日の会議が最後ですので、最終的には委員長と相談してということで決めさせていただいてもよろしいでしょうか。

○小林委員長

もし入れるのであれば、今の重点2ではなく、最後の第7章の方がふさわしいかもしれませんね。計画の実現に向けてというところで、市民及び市民団体等との連携とありますけど、そこの中に「24 地区コミュニティを基盤とし」という言葉を入れる方が自然ですね。もしそこにそのような言葉が入ることになった場合は、皆さんご了解いただけますでしょうか。

（異議なし）

○本木委員

ひとつだけ、自治会活動が関係しているので、概要版を開いていただいた右側の方の「安全、安心な住生活の確保」という中に防犯灯設置支援事業というのがあります。設置支援事業だと設置しているときの行政支援というふうには受け止めるのですが、設置した後の維持管理費を、特にLEDだと90%助成しましょうということになっていますので、これは防犯灯設置支援事業というだけでなく、防犯灯設置・維持管理支援事業として、設置だけでなく維持管理も入れておかれた方がいいのではないかと思います。

○小林委員長

事務局いかがでしょうか。

○事務局（栗林）

計画書の56ページ、防犯灯設置・維持管理支援事業となっておりますので、それと合わせ

たいと思います。ご指摘いただきましてありがとうございます。

○小林委員長

他にいかがでしょうか。

○中島副委員

全体に硬いことは硬いのですよね、このパンフレットはね。それはしょうがないとしても、頭のところにこの基本理念を入れたらどうでしょう。住生活基本計画の「人にやさしく安全に安心して住み続けられるまち」の実現というのがあると、そうか、じゃあ読んでみようということになりそうな気がしたのです。

○小林委員長

表紙のデザインですね。これは事務局にお任せということよろしいでしょうか。

○事務局（栗林）

概要版のことでしょうか。

○中島副委員

このパンフレットの表紙のところに基本理念を入れる。

○事務局（栗林）

参考にさせていただいて、よりよいものに変えていきたいと思います。

○小林委員長

他にいかがでしょうか。

○新目委員

51 ページの分譲マンションの適切な管理というところの一番上の、マンション管理士等派遣事業とありますけれど、派遣職種の職種とはどういう意味合いでしたか。

○事務局（栗林）

現状ではマンション管理士の資格を持つ方の派遣をしていますけれども、将来的には建築士の資格や弁護士など、マンション管理に有益な別の職種の方の派遣を考えていったほうがいいかなというふうに思っております。

○新目委員

そうだと思うのですが、職種という表現でわかるのかなというところです。

○小林委員長

どうでしょうか。この言葉で何を意味しているのか伝わりにくいのではないかというご指摘ですね。ここに具体的な何とか士というような名前を入れられるかどうか。入れるのは厳しいですか。事務局はどうですか、ご意見ありますか。

○事務局（栗林）

まだ関係団体との交渉を全くしておりませんので、具体的な職種名を出すのは少し早いか

など思っていますが、もう少しわかりやすく、他の専門家やそういったことで、わかりやすくなるのであればそのように変更したいと思います。それでよろしいでしょうか。

○新目委員

わかりました。

○小林委員長

他にいかがでしょうか。

○小林委員長

皆さん大体確認が取れましたでしょうか。大体よろしいでしょうか。それでは議事1(2)計画の原案についての確認をこちら辺で閉めさせていただきます。今後の微修正については事務局と私の方にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

2. その他

○小林委員長

それでは次のその他について事務局からお願いします。

○事務局(栗林)

今まで6回にわたり貴重なご意見をいただきありがとうございました。本日が最後の策定委員会となりますので、各委員の皆様から、これまでを振り返って、何かご感想並びに今後に向けて一言ずつご発言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○小林委員長

ぜひこの委員会を振り返ってのご意見、あるいは感想などをいただければと思います。齊川委員からよろしいでしょうか。

○齊川委員

建築士会から参りました齊川です。今回初めてこのような委員会に参加させていただいたのですが、市役所と一緒に耐震や住宅相談を協力させてもらっている団体でございます。今回懸念していたマンションの耐震改修の助成事業にも、前向きに取り組む方向になったことで希望を持っております。今後とも建築士会一同、耐震関係と防災関係の勉強をして、これからも協力していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○小林委員長

ありがとうございました。林委員お願いします。

○林委員

今回このような船橋市の現状と人口など色々見ながら、住むということは長く住むということなので、いかに負の財産を未来に受け継がないようにするか、あと少子化と高齢化のアンバランスなど色々考えて、本当にいい機会でした。色々な高齢化についてのドキュメンタ

リーの番組などにも常に目が行くようになってつくづく思うことは、こういう席にもっと若い方の意見が取り上げられるようになると、もっと違うアイデアも出るのかなと考えました。今後私達の時代のことを考えるのではなく、その先を考えていくときに、いかに効率的にこれらの計画を実現できるかということをご一生懸命考えています。まだまだ至らないけれどもよろしくお願いします。

○小林委員長

ありがとうございました。新目委員をお願いします。

○新目委員

千葉県マンション管理士会から参加させていただきまして、非常に勉強になりました。分譲マンションに関していくつか新しい制度も取り入れられていると思います。例えば交流会や管理条例などそういうものについてもこれから協力させていただければというふうに思っております。

○小林委員長

ありがとうございました。宮澤委員をお願いします。

○宮澤委員

社会福祉協議会の宮澤でございます。私もこの会議を通じて住宅というのを改めて我が身に置き換えて色々考えました。確かに自分自身も夫婦ふたりと犬1匹で結構広いところに住んでいるなというのを考えますと、どういうふうにもうまい住宅の流通の仕組みができるのか。例えば高齢者世帯と子育て世帯の、世代を通じた住宅の交換流通みたいなシステムができると非常に日本全体にとって有意義なのかなということをご考えながら参加させていただきました。いずれにしてもこの計画は入り口だったというふうに思います。先程も申しましたけれども、居住支援協議会というのはこれからは本丸になるのかなというふうに思って、社会福祉協議会としても襟を正して勉強しながらやっつけていかなければいけないというのは痛感したところです。

○小林委員長

よろしくお願いします。中墓委員をお願いします。

○中墓委員

私は民生児童委員協議会から参加しております中墓ですが、立場的には高齢者の関係、あるいは子育て関係について意見を言えればいかなということでご参加させていただきました。今回の計画については新規事業あるいは新規施策が結構出ております。これについては、市の方の考え方については検討しますという言葉が常套の言葉になっておりますけど、良い事業でありますので、できるかぎり関係機関あるいは関係部署と連携を取っていただいて、よりよい新規事業として実施していただけることを期待して、感想とさせていただきます。

○小林委員長

ありがとうございました。椿委員をお願いします。

○椿委員

一人の市民として参加させていただきまして、大変広範囲にわたるデータや問題点を把握

できて勉強させていただきまして、感謝しております。個人的には、マスタープランや、他の計画は、これからのお話のようですので、途中でも出ましたけれど、船橋市らしさみたいなものが今まだ不十分という印象を持っております。今後、庁内の話になっていくかと思うのですが、船橋市らしさというのは市民の中にあると思いますので、先ほどのコミュニティなど、是非その辺りにも目を向けていただけるとうれしいなと思います。

○小林委員長

ありがとうございました。谷口委員お願いします。

○谷口委員

公募委員の谷口と申します。私はマンションという、どちらかという狭い範囲の現場に携わってきたのですが、この策定委員会を通して、例えば地域コミュニティ、あるいは宅建業界の不動産の評価と、そういった広い範囲の知識を何うことができ色々勉強になったと思っています。特に中葦さんからマンションの住民というの、いつ行ってもいないよね、と指摘されたのは非常に印象的でした。これからの希望としては、今回非常に広範囲の話題で私はなかなかついていけなかったところも多々あるのですが、分科会等を設けていただいて、特にマンション問題について突っ込んだ議論が展開できるような場があればいいなというふうに感じております。以上です。

○小林委員長

ありがとうございました。喜地委員お願いします。

○喜地委員

船橋市の今回の検討会に参加させていただきまして、千葉県でも比較的東京に近い都市部の色々な居住に関する問題点を勉強させていただきました。特にマンション関係は千葉県の中でも多い方ですので、色々な施策、これから新しい施策に取り組んでいただいているということで、今後も期待させていただきたいと思います。千葉県としてはどちらかという南部地域は、定住促進や過疎化、空き家の増加というような、船橋市とはもう少し違った課題を抱えているところもありまして、船橋市は都市部で職場も比較的近い所で、職住近接みたいな非常に立地の良い都市部ということで、千葉県の中では非常に恵まれている居住環境ということがあります。是非こうした居住環境を継続して維持していただければと思います。ありがとうございました。

○小林委員長

ありがとうございました。山田委員お願いします。

○山田委員

改めましてUR都市機構の山田でございます。住生活基本計画に我々意見を申し上げるというよりも、むしろ意見を承る当事者という立場でございまして、相当緊張して会議に出席したところでございます。ここで色々な立場の皆さんから色々な問題意識をお聞きすることができましたので、今後の我々の計画にも盛り込んでいけるようにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○小林委員長

ありがとうございました。本木委員お願いします。

○本木委員

大変勉強させていただき、ありがとうございました。本当にデータやこれからの取り組みについても、非常に意欲的な新規事業をこの中に盛り込んでいただいたというのは、ものすごく私共市民としても期待できるのではないかなというふうに思います。大変勉強させていただきまして、ありがとうございました。

○小林委員長

ありがとうございました。では副委員長お願いします。

○中島副委員

副委員長としてはあまり力が出せなかったのかもしれませんが、申し訳ありません。私の一番の感想は、この委員会のメンバーの皆さんが相当に発言されるということです。レポートまで書かれていたのは初めての経験でした。それからそれぞれのお立場でそれぞれ相当に色々考えていることや、色々つながりのあることからのご意見を言っていただいて、この船橋のこの委員会、住生活基本計画の委員会は相当活発に色々反映出来た。それが先ほど内容的にいいものができたという評価にも繋がるのだろうということが第一です。それから、なかなか市の方たちを褒めるということは無いのですが、そういった意見などを市の行政の方が相当意識的に受け止めてくれたのではないかなと思います。全く駄目というところも結構無くはないのです。それからコンサルタントの方も非常に色々やってくださったと思うのですが、本当に形式的なことで終わらせようというところも無くはないのですが、ここでは非常に工夫していただいて、船橋らしさということではもうひとつ掴みきれなかったけれど、それでもここでやれることほどこまでやれるかということが出せたのではないかなというふうに思います。それからもう一つが、これからの社会に対して、従来の住宅政策では難しく、対象としても単なる公営住宅だけではなくて全ての住宅を対象にするということもあります。それから色々な住宅に関わる主体として、公団、公社、県などということもありますけれど、民間借家をどうするか、マンションをどうするか、そういうような方々がいる。それから居住の関係の人達として、自治会、子どもなどいろいろな立場の関係の方がいますけれど、そういった方達が住宅に対して何ができるのか、そういうことをこれから考えて、それを行政の責任をもってまとめていくというような、そういうことが必要で、従来ですと宅建の話や、不動産関係の方が誰か具体的にやるということあまり無かったと思うのですが、これからはおそらく主役の一つになってくるのではないかな。それが居住支援協議会になっていくのだと思うのですが、そのようなところのちょうど橋渡しの時期になったのかなという感じがします。少子化を進めてしまいましたから、超高齢社会ということは間違いなくやってきてしまうのです。いくら安倍さんが言っても、子供は相当ずっと増えないわけです。そういう中で高齢社会になったときに私達がどうやって生きていくかというふうなことを住宅で考える。そういう課題が今ある。いろいろ難しいことがありますけれど、それぞれの方達が皆さんの立場で考えていく、そこに一步踏み出したということで、いいところに参加させていただいて感謝しています。

○小林委員長

ありがとうございました。私もなにか感想を言わなければいけないと思うのですが、皆さん熱心なご議論をいただきまして、大変いい報告がまとまったというふうに思っております。住宅政策というのは実は対象がほとんど民間住宅になりますので政策の立案は非常に難しいのです。市が直接やることはほんのわずかしかない。そのために多くの自治体では住宅

政策＝市営住宅政策に留まってしまっていて、このように幅広く住生活を対象とした計画を立案するというのは相当力がある自治体でないとなかなかできないものなのです。今回船橋市は、改定にあたり最初にご相談に見えられたときに、市営住宅計画を超える本当の住生活基本計画を作る意欲を感じました。事務局に意欲があるという計画は大体9割は成功する。今回本当に新しい施策を盛り込んでいただいて、さらに今後居住支援協議会については、検討するをさらに乗り越えてほぼ実現するくらいの勢いです。これは大変期待できると思っております。さらにそれに加えて居住支援協議会ができれば当然空き家活用というのもテーマになって、空き家をグループホームに活用するというのも取り組みの課題になってくる。それらについてもおそらく活発な取り組みができそうな予感がします。是非皆さんも事務局を応援してあげてください。応援することによってそういう施策が進んでいくと思います。本当にありがとうございました。最後に行く前に、この計画で言い残したことはありますか。よろしいでしょうか。それでは最後に事務局の方にお渡ししますので、事務局の方から何かありますでしょうか。

○事務局（栗林）

第1回の策定委員会から約7ヶ月、準備段階からだと約1年になりますが、皆様お忙しい中計画策定のためにお力をいただき本当にありがとうございました。今までの6回の会議でたくさんの貴重なご意見をいただきました。色々勉強させていただいたと感謝しております。おかげさまで計画の原案がまとまりつつあります。これから修正を行って、市長決裁を取りまして市議会の議長へ報告し、3月の末頃には皆さまのお手元にも計画書をお届けしたいと思っております。4月からは責任をもって計画を進めてまいります。今回委員長、副委員長をはじめとする皆様からご意見をいただき、今までより一歩進んだ住宅政策を計画に盛り込めたと感じております。早速28年度から一部の事業が新たにスタートする予定でございます。関係団体の中には新たな取組を検討していただいたりして、本当に感謝しております。計画の策定はゴールでなくてスタートですので、皆様にはぜひ計画がどう実現されていくかを見守っていただきたいと思っておりますし、今後共ご支援ご協力をお願い致します。この場をお借りして、以上、お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○建設局長

建設局長の舟久保でございます。今しがた課長から申し上げましたが、私からも一言ご挨拶したいと思います。委員長をはじめとする各委員の皆様におかれましては、非常に短期間の計画策定にご協力、また数の多い会議にご出席いただき、本当に感謝申し上げます。おかげさまで今回、まだいくつかの修正がありますけれど、ほぼ原案どおりでまとめることができました。しかしながらただいま課長が申しましたとおり、本当に大切なことはこの計画に基づいて具体的な取り組みを着実に進めていくことであるというように認識しております。施策の中には実際に平成28年度から立ち上がるものもありますけれど、「検討します」と書いているにとどまっているものもございます。そういったものを本当に着実に進めていくことが必要だと思っております。先ほどの委員長のお言葉にもありましたが、この中のもっとも重要な施策の一つとして居住支援協議会の立ち上げの話がありますけれど、これについても庁内で早速取り組んでまいりたいと思っておりますが、この立ち上げを始め、各種取組を進めていくなかで改めて皆様方にご相談させていただくことも出てくるかと思っております。その際には引き続きご助言を賜りますようよろしくお願いいたします。本当にどうもありがとうございました。

○小林委員長

今後のスケジュールについて何か事務局からありますか。

○事務局（栗林）

先程も少しお話しましたが、今日頂いたご意見の修正を行います。そこで委員長とご相談させていただいて、決定をしていきます。その後市長決裁を取って議会に報告して、3月末には計画書の印刷というふうになっております。

閉会

○小林委員長

それでは、以上でこの住生活基本計画策定委員会を閉会いたします。昨年7月から本日を含めて全体で6回の会議に、大変お忙しい中、色々ご協力いただきまして、ありがとうございます。今後ともまた市のほうをバックアップしていただくようによろしく願いいたします。それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上